

議案第9号

平成30年度伊賀市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度伊賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	39,500戸
(2) 年間総給水量	14,324,000m ³
(3) 一日平均給水量	39,243m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	33,300千円
給水区域内配水施設事業	201,462千円
水道広域化促進事業	810,180千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	3,476,482千円
第1項 営業収益	2,702,708千円
第2項 営業外収益	773,774千円

支 出

第1款 水道事業費用	3,135,639千円
第1項 営業費用	2,572,766千円
第2項 営業外費用	488,750千円
第3項 特別損失	64,123千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,366,207千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的收入	760,507千円
第1項	国庫補助金	176,067千円
第3項	負担金	82,350千円
第4項	他会計補助金	159,190千円
第5項	企業債	171,400千円
第7項	出資金	171,400千円
第9項	固定資産売却代金	100千円

支 出

第1款	資本的支出	2,126,714千円
第1項	建設改良費	1,101,300千円
第2項	企業債償還金	1,015,414千円
第7項	予備費	10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道広域化促進事業	千円 171,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び特定資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	171,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

332,166千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

平成30年2月27日提出

伊賀市長 岡 本 栄